

通報に関する秘密の保持①

現行法の規定：通報の秘密保持に関する規定が存在しない。

通報を受けた者による不適切な対応により、通報者が特定され、不利益な取扱い等を受ける事案が散見される。

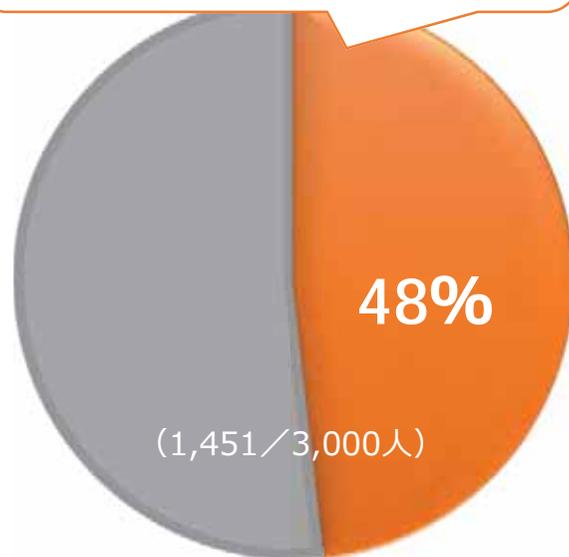
事案の概要	報道や判決の時期
労働者が、勤務先において自動車の架空販売が行われている旨の事実を、勤務先が設置する通報窓口に通報したところ、通報窓口の担当者が、通報者の氏名を勤務先に伝え、その後、通報者が自宅待機命令を受けた事案	平成20年3月報道
アルツハイマーの研究プロジェクトのメンバーが、同プロジェクトにおいて研究データが改ざんされた旨の事実を、行政機関にメールで通報したところ、通報を受けた職員が、通報に係るメールを研究プロジェクトの責任者に転送した事案	平成26年1月報道
大学の教員が、勤務先の大学病院において医療過誤があった旨の事実を、行政機関に通報したところ、通報を受けた職員が、通報者の氏名、所属を大学病院側に伝え、その後、通報者が講義のコマをゼロにされる等の不利益を受けた事案	平成26年12月報道
行政機関の職員が、行政機関の問題行為について、行政機関が外部委託している通報窓口に通報をしたところ、同窓口の担当者が、氏名を伝えることに関して通報者の同意がとれているものと錯誤して、通報者の氏名を行政機関側に伝えた事案	平成28年3月報道
労働者が、上司が取引先から不当な引き抜き行為を行っている旨の事実を、会社の通報窓口に通報したところ、同窓口の担当者が、通報者の氏名等を通報者の上司に伝え、その後、通報者が不利益な配転命令を受けた事案	東京高判平成23年8月31日
労働者が、勤務先(フランチャイジー)との雇用問題について、フランチャイザーが設置する相談窓口にご相談したところ、同窓口の担当者が、相談内容を通報者の勤務先に伝え、その後、相談者が、勤務先から就労を拒否をされた事案	大阪高判平成24年6月15日

※ 裁判例や報道等を基に作成。

通報に関する秘密の保持②

通報したことが知られることをおそれて通報しないとする者も多く、通報に関する秘密保持に対する懸念が、通報を躊躇させる可能性もある。

勤務先の不正を知った場合、**“通報・相談しない”**と回答した労働者の割合



出典：「平成28年度 労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査報告書」（消費者庁）

注：どこにも通報をしないと回答をした者（1290人）のほか、労務提供先に通報後、是正されなかった場合に行政機関等に通報しないと回答した者（161人）も含む。

勤務先の不正を知った場合に通報しない理由

（複数回答、単位％）

通報しても改善される見込みがない

27.8

自分とは無関係である

27.6

通報したことが知られた場合

不利益取扱いを受けるおそれがある

24.8

保護される通報か自信がない

23.2

通報したことが知られた場合嫌がらせを受けるおそれがある

21.8

労務提供先の業績悪化や倒産を招く

17.2

裏切るようで後ろめたい

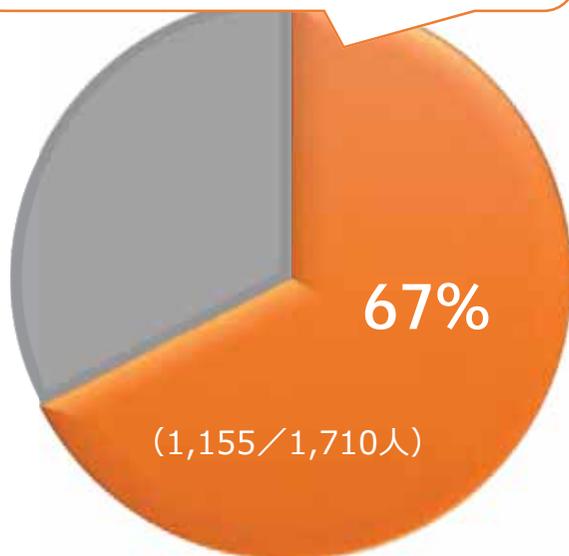
12.8

0 10 20 30 40

通報に関する秘密の保持③

不利益取扱いをおそれて匿名で通報するとの回答も多く、通報に関する秘密保持に懸念があることが伺える。

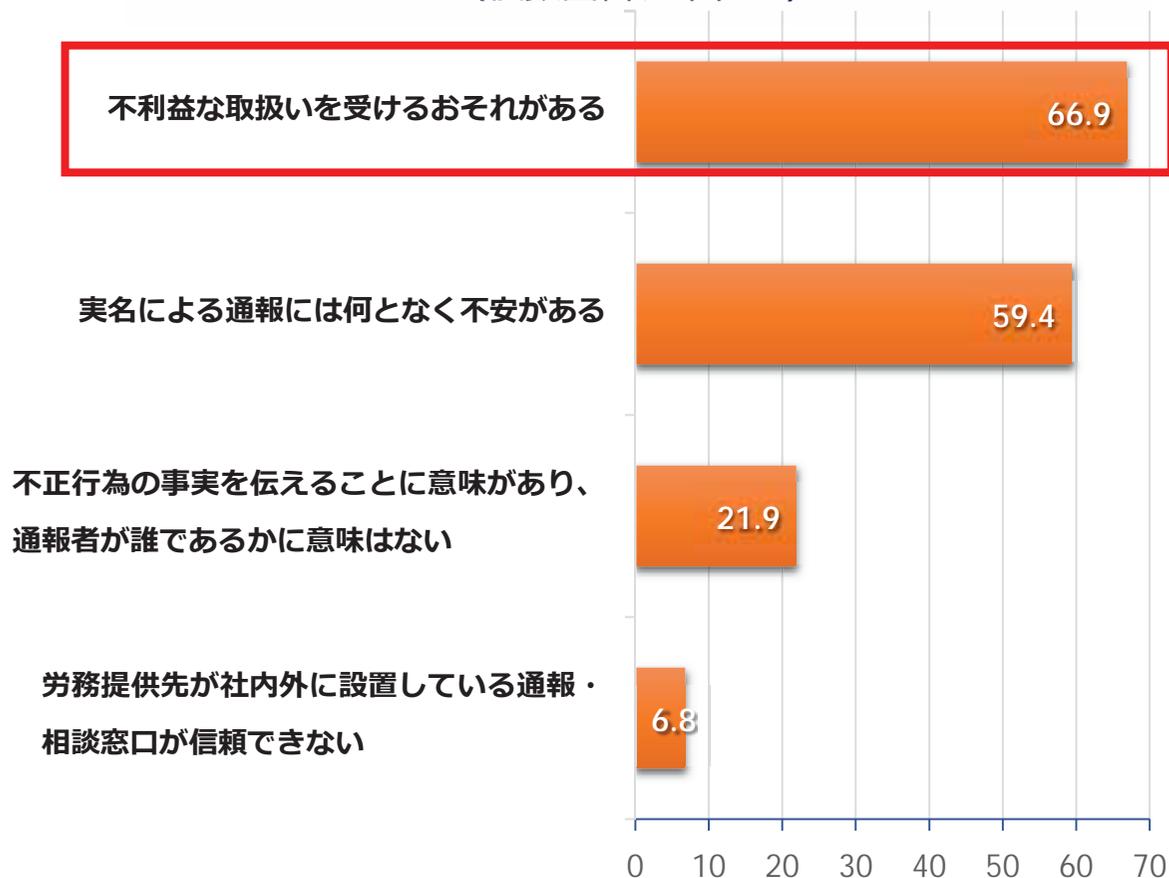
勤務先の不正を知った場合、**“匿名で通報する”**と回答した労働者の割合



出典：「平成28年度 労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査報告書」
(消費者庁)

注：不正行為があることを知った場合に通報・相談すると回答した者（1710人）への質問に対する回答。

勤務先の不正を知った場合に匿名で通報する理由 (複数回答、単位%)



内部通報制度等の整備義務①

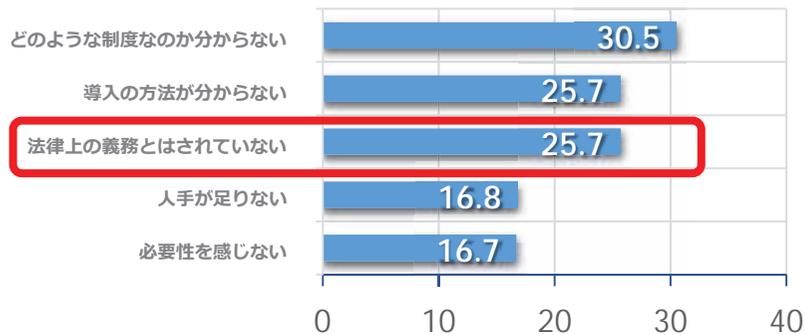
現行法の規定：内部通報制度等を設けることについて法律上の義務とされていない。
主に中小事業者において、内部通報制度の導入が進んでおらず、導入している事業者においても、重要な事項を社内規定に定めていない場合がある。

(1) 内部通報制度の導入割合



(2) 未導入の理由

内部通報制度未導入の理由として、法律上の義務とされていないことが挙げられている。(複数回答、単位%)



(3) 内部通報制度導入事業者においても整備状況は様々

通報処理に関する社内規程に定められている内容 (複数回答、単位%)



多くの事業者が、利益相反の排除、経営トップの責務、フォローアップ等の重要な事項について内規に規定していない。

出典：「平成28年度 民間事業者における内部通報制度の実態調査」(消費者庁)

「平成28年度 労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査」(消費者庁)

内部通報制度等の整備義務②

内部の職員等や外部の労働者等から通報・相談を受付ける窓口の設置率は、市区町村では低い水準にとどまっている。



出典：「平成28年度行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」（平成29年11月 消費者庁）

不利益取扱いに対する行政措置・罰則

現行法の規定：法令違反についての通報等を理由とした不利益取扱い全般に対する行政措置や罰則は存在しない。

通報等の主体	紛争解決手続き		行政措置	罰則
	行政機関	裁判所		
労働者	(労働局での相談、助言・指導、あっせん等) 注1	調停 労働審判 訴訟	一部の個別法で勧告等を定めるものあり (男女雇用機会均等法注3等)	一部の個別法で罰則を定めるものあり (労働基準法、原子炉等規制法等)
退職者	(労働局での相談、助言・指導、あっせん等) 注1,2	調停 (労働審判)注2 訴訟	なし	なし
役員等	なし	調停 訴訟	なし	なし
取引先等事業者	なし	調停 訴訟	一部の個別法で勧告等を定めるものあり (下請法・消費税転嫁対策特措法)	なし

注1 相談等があれば、個別労働紛争解決促進法による手続で事実上対応していることがある。なお、個別労働紛争解決促進法の助言・指導及びあっせんは、個別法に基づく行政措置の対象となる法違反に関する紛争については、対象としていない。

注2 利用できるのは、未払賃金・退職金等の労働関係に関する事項についての紛争に限られる。

注3 同法では、同法に基づく紛争解決援助又は調停を申請したことを理由とする不利益取扱いについて、行政措置が定められている。

(別紙1) 相談ダイヤルに寄せられた相談事案の傾向①

公益通報者保護制度相談ダイヤルの概要

- ・消費者庁消費者制度課に設置
- ・相談員1名(複数の相談員が日替わりで対応)
- ・公益通報者保護法に関する相談、各種ガイドラインに関する相談、通報先(処分等の権限を有する行政機関)に関する相談等、制度に関する相談の受付(個別事案に対して個別具体的な判断や回答は行わない)
- ・平成25年1月から平成29年12月までに3,214件の相談(通報制度に関連しないものを除く)

相談主体・内容の内訳(平成25年1月～平成29年12月)

全相談件数 (通報制度に関連しないものを除く)	相談主体				うち個別事案を内容とする相談(※)
	行政機関	民間事業者	法律専門家	個人(不明含む)	
3,214件	1,010件	389件	74件	1,741件	2,142件
	相談内容(重複あり)				
	法律・ガイドラインに関するもの	通報への対応方法に関するもの	通報先の問い合わせ	その他	
	1,411件	471件	949件	719件	

※ 通報者自身からの相談だけでなく、通報を受けた民間事業者や行政機関からの相談(例えば、行政機関等から寄せられる「・・・という通報があったがどのように対応すればよいか」といった相談)を含む。